

# 青森県看護協会リソースナース運営要領

## 1. 目的

高い専門性を有する看護職員が、看護職の質向上及び県民の健康づくりに貢献できる人材として青森県看護協会に登録し、その専門性を活かし活動することで、社会貢献に寄与する。

## 2. 対象及び条件

青森県看護協会会員とする。

## 3. 登録について

### (1) 登録基準

- ①専門看護師、認定看護師、認定看護管理者、特定行為研修修了者
- ②特定の領域に精通した看護職者（医療安全管理者、介護、看護、健康相談、進路相談 等）

### (2) 登録者の活動内容

- ①研修等の講師、演習指導者等
- ②施設や会員の専門的相談、実施指導、ラウンド等への対応
- ③その他地域への支援事業 等

### (3) 登録及び抹消

- ①「登録申請書」（様式1）に記入し、看護管理者をとおして青森県看護協会へ提出する。
- ②個人登録の場合は、「登録申請書」（様式1）に記入し直接青森県看護協会へ提出する。
- ③登録申請書受理後、登録基準に基づき、会長決裁を経て登録決定とする。
- ④登録者は、青森県看護協会のホームページ上で公開する。
- ⑤登録者は、「登録申請書」の内容に変更が生じた場合には「登録申請内容変更届」（様式2）を青森県看護協会へすみやかに提出する。
- ⑥登録抹消は、本人から「登録抹消届」（様式3）の提出をもって登録を抹消する。

## 4. 登録決定通知

登録の決定は、看護管理者および申請者に郵送にて通知する。

## 5. 報告

講義等の実施終了後、「実施報告書」（様式4）を看護協会へ提出する。

## 6. 経費等

講師謝礼等は、原則、依頼側が負担する。

負担額は「青森県看護協会謝金規則」を参考とするが、双方の合意で決定する。

参考：講師 11,137 円～8,910/時間 演習等の指導者 2,227 円/時間

交通費は公共交通機関による実費

## 7. 講師依頼と研修等の実施

- (1) 講師派遣を希望する場合には、青森県看護協会ホームページ上で「リソースナース登録者一覧」で確認する。
- (2) 希望する講師や所属施設に連絡し、講師と折衝する。  
依頼内容（研修テーマや内容、研修日程や時間、実施場所）と、講師謝礼等について了承を得る。
- (3) 講師依頼の文書を送付する。
- (4) 研修会の運営
- (5) 講師謝礼や交通費の支払い（口座振り込みや当日支払など）

## 8. その他

登録や抹消届など、提出された書類等は返却しない。

附則 この要項は令4年1月18日より施行する。